

令和6年度 小規模・事業所内保育所 集団指導講習会 質問

< 運営関係 >

No	質問	回答
1	職員の定期健康診断について 週2日6時間雇用の非常勤も必要ということか？ 去年の9月に実施すれば、8月中までに受ければよいか？	法令上は1週間の勤務時間が12時間の職員に対して健康診断を受けさせる義務はありません。 また、定期健康診断の頻度について、「1年以内ごとに1回、定期に」と表記されていますが、事業者が毎年一定の時期に実施をすることを求めているものであり、病院の予約や曜日の影響もあるため、必ずしも前年度の同一の日よりも前に受けなければいけないとまでは求められていません。 指導検査では、前回の定期健康診断受診から1年1ヵ月以上経過しているにもかかわらず定期健康診断を受診していない場合には、速やかに受診することと指導するようにしています。 根拠法令等：「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」第3の11(4)(二) 「労働安全衛生規則」第44条
2	救命救急の講習は全員受ける必要はあるか？	必ずしも全職員が受講する必要はありませんが、「緊急事態の際に対応できる職員が欠勤のため対応できません」という状況は望ましくありません。また、受講した職員が少人数の場合、当該職員の異動・退職により受講した職員がいなくなる事態が想定されます。 児童の命を守る責任を負っている保育士に、救命の知識を持たせることは、安心して働ける環境の整備にもつながりますし、知識経験がある職員が増えれば安心して保護者が児童を預けられる環境を整えることができます。 このため、順次各職員に受講の機会を提供するようにお願いします。 根拠法令等：「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(国通知)」
3	重要事項の掲示について ホームページを持っておらず、公表ができない。別の手段はあるか？	ホームページでの公表が求められておりますが、園ごとのホームページと指定されているわけではありませんので、法人として運営施設の情報を載せられるホームページがあれば、そちらに掲載していただくことは可能です。 法人としてもホームページがない場合、「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について」(令和5年12月27日付けこ成保212)において、子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)を利用して都道府県が情報公表を実施した場合には、重要事項の掲示の要件を満たす旨の記載があります。ここdeサーチの入力項目と、重要事項の項目は、必ずしも一対一で対応しているものではありませんが、ここdeサーチの入力項目を漏れなく記載いただきますようお願いいたします。 根拠法令等：「令和5年12月27日付けこ成保212 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について」 「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第50条(第23条準用)

< 保育関係 >

No	質問	回答
4	午睡用にタオルケットやバスタオルを保護者に用意してもらっているが問題ないか。 保護者によっては、冬場は毛布やタオルケット、フリース、上掛けを持参している方もいるが指導対象になるか	※区で再度整理中。